

第3期
特定健康診査等実施計画

平成30年度～平成35年度

青森県市町村職員共済組合

平成30年4月

特定健康診査等実施計画

[目 次]

- 第一 目的
- 第二 青森県市町村職員共済組合の現況
 - 1 組合員等の状況
 - 2 第2期特定健康診査等の評価
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実施に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
 - 1 特定健康診査
 - 2 特定保健指導
- 第五 特定健康診査等の実施方法
- 第六 個人情報保護
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第九 その他

第一 目的

我が国は、国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化、国民の生活意識の変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、その構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて、当共済組合においても 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとする。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣改善のため特定保健指導の対象者を的確に抽出するためのものである。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条の規定に基づき、第 3 期（平成 30 年度から平成 35 年度）の対象期間について定めるものとする。

第二 青森県市町村職員共済組合の現況

1 組合員等の状況

当共済組合は、県内の市町村役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成28年度末の所属所数は72所属所（市10・町22・村8・一部事務組合32）で平成23年度末より5所属所減少している。

平成28年度末の組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は18,857人で、平成23年度末の19,282人から減少している。平均年齢は42.0歳、男女比では男性が63.2%、女性が36.8%となっている。

また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は19,156人で、平成23年度末の21,822人から減少している。男女比は、男性が38.8%、女性が61.2%となっている。

健康診断について、組合員にあつては、労働安全衛生法に基づく事業主健診又は当組合の人間ドックにより行っており、人間ドックについては現在31か所の健診機関と契約し実施している。

また、被扶養者にあつては、各市町村が実施する住民健診、集合契約による健診機関での健診又は当組合の人間ドック等により実施している。

保健指導については、集合契約による指導機関等が主体となって行っている。

2 第2期特定健康診査等の評価

① 特定健康診査の状況

当共済組合の実施率は、平成25年度が76.7%、平成26年度が79.3%、平成27年度が79.7%、平成28年度が81.4%となった。

組合員本人については、いずれの年度も90%を超えているが、被扶養者等が低率のため第2期計画で定めた目標実施率を下回った。

	対象者（人）	受診者（人）	実施率（%）			目標値（%）
			組合員	被扶養者	全対象者	
平成24年度	17,085	12,923	92.6	40.7	75.6	—
平成25年度	16,769	12,865	92.8	43.5	76.7	80.6
平成26年度	16,412	13,012	95.3	45.4	79.3	83.0
平成27年度	16,030	12,781	94.1	47.5	79.7	85.2
平成28年度	15,573	12,672	94.9	49.0	81.4	87.6

※目標値は国の参酌標準をもとに第2期計画で定めた数値

② 特定保健指導の状況

当共済組合の実施率は、平成25年度が12.7%、平成26年度が12.6%、平成27年度が12.5%、平成28年度が11.2%となっており、いずれの年度も目標実施率を大きく下回る状況である。

	対象者（人）	受診者（人）	実施率（%）			目標値（%）
			組合員	被扶養者	全対象者	
平成24年度	2,479	280	11.2	11.9	11.3	—
平成25年度	2,416	306	12.7	12.3	12.7	25.0
平成26年度	2,396	301	12.5	12.9	12.6	29.0
平成27年度	2,403	300	12.6	11.8	12.5	33.0
平成28年度	2,396	269	11.4	10.0	11.2	37.0

※目標値は国の参酌標準をもとに第2期計画で定めた数値

第三 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
組合員	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	98.0	—
被扶養者	52.0	55.0	60.0	65.5	67.0	71.2	—
全対象者	82.1	83.4	85.2	87.3	88.1	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率を45%とする。

なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
実施率 (%)	20.0	25.0	29.0	33.0	37.0	45.0	45.0
実施者数 (人)	387	473	540	606	658	785	—

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率を25%以上とする。

(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

第四 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

組合員・被扶養者（推計）

（人）

区 分		30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
対 象 者	組合員	10,998	10,976	10,942	10,941	10,904	10,885
	被扶養者	4,702	4,680	4,666	4,645	4,626	4,615
実施率(%)	組合員	95.0	95.5	96.0	96.5	97.0	98.0
	被扶養者	52.0	55.0	60.0	65.5	67.0	71.2
実施者数	組合員	10,448	10,482	10,504	10,558	10,577	10,667
	被扶養者	2,445	2,574	2,799	3,042	3,099	3,286
	合計	12,893	13,056	13,303	13,600	13,676	13,953

2 特定保健指導

組合員＋被扶養者（推計）

（人）

区 分	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査 実 施 者 数	12,893	13,056	13,303	13,600	13,676	13,953
保 健 指 導 該当率 (%)	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
保 健 指 導 該 当 者	1,934	1,893	1,863	1,836	1,778	1,744
実施率 (%)	20.0	25.0	29.0	33.0	37.0	45.0
保 健 指 導 実 施 者 数	387	473	540	606	658	785

第五 特定健康診査等の実施方法

1 実施方法

① 特定健康診査

組合員については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業主健診）の健診結果又は当共済組合が契約する健診機関における人間ドック健診結果の授受により特定健康診査の実施とみなす。

被扶養者については、集合契約による健診機関等での実施又は当共済組合が契約する健診機関における人間ドック健診結果の授受により特定健康診査の実施とみなす。

② 特定保健指導

集合契約による指導機関等での実施を基本とする。

2 実施健診項目

実施項目については、厚生労働省健康局作成の「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目及び指導内容とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。ただし、被扶養者及び任意継続組合員等の特定健康診査については、当該年度12月31日までとする。

4 契約形態

① 特定健康診査

代表医療保険者等を通じて委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金等を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

② 特定保健指導

特定健診の契約と同様に集合契約を基本とし、「標準的な健診・保健指導プログラム」の考え方にに基づきアウトソーシングする。

5 受診・利用方法

特定健康診査等対象者に、所属所を通じて受診券（被扶養者のみ）及び利用券（組合員及び被扶養者）を配付する。なお、任意継続組合員等及び組合員と別居している被扶養者については、自宅宛郵送する。

特定健康診査等対象者は、受診券又は利用券とともに組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健康診査等を受ける。

6 周知・案内方法

当共済組合の広報誌及びホームページに掲載し、周知・啓蒙を図る。

また、被扶養者等に対しては、受診券及び利用券を配付する際に、健診・指導実施機関の案内を兼ねたパンフレット等を添えて、周知を図ることとする。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

特定健康診査等データについては、国の定める電子的な標準様式で受領することを基本とする。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年者を優先に絞込みを行う。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

年度当初に、被扶養者に対し、受診券と一緒に案内用パンフレットを同封し発送する。（利用券の発行については、年間を通じて随時発送する。）

年度後半に、来年度の実施計画に基づいた予算を作成し、来年度の契約等を検討する。

第六 個人情報保護

1 健診・保健指導データの保管方法・管理体制

特定健康診査等データについては、当共済組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、青森県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、担当課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の周知については、組合広報誌及びホームページに掲載する。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成32年度に中間評価を行い、計画の最終年度である平成35年度にも同様の評価を行うこととし、その他必要がある場合には随時見直しをする。

第九 その他

その他特定健康診査等の円滑な実施の確保に必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。